

高 石 市

中 学 校 部 活 動

ガ イ ド ラ イ ン



令和6年9月 改訂
高石市教育委員会事務局 学校教育課

はじめに

学校部活動は、学校における生徒の自主的・自発的な活動として、体力や技能の向上に加え、異年齢との交流の中で、生徒どうしや生徒と教員との好ましい人間関係の構築を図り、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、生徒の多様な学びの場として、教育的意義を持つ活動です。

さらに、生涯にわたってスポーツに親しむ姿勢を形成する場でもあります。

しかし、少子化が進行する中、生徒数の減少等に伴い、学校部活動を従前と同様の体制で運営することは難しくなっており、学校の働き方改革が進む中、部活動指導の在り方について見直す必要があります。

そこで、高石市ではこのような現状を鑑み、スポーツ庁及び文化庁において令和4年12月27日に示された『運動部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方に関する総合的なガイドライン』の内容をふまえ、部活動指導における課題と、部活動のさらなる充実・活性化を図ることをめざして、『高石市立中学校部活動ガイドライン』を改訂することとしました。

つきましては、各中学校においても内容に基づく「部活動ガイドライン」の見直しを図るとともに、教育的意義を高める効果的な部活動指導と、部活動での課題解決、生徒自身の課題克服をめざす体制作りの実施をお願いいたします。

令和6年9月 改訂

1 部活動の意義

中学校における部活動は、学校教育活動の一環として、共通の興味・関心のあるスポーツ・文化的活動において一つの目標に向かって取り組み、心身ともに大きく成長する中学生期にとって、大変有意義な活動である。

大会やコンクール等に向けて努力することは、困難に打ち勝とうとする強い精神力を養うことにつながり、心・技・体を向上させる上で、部活動が担う役割は大きなものがある。

また、異学年がめざす目標を一つにして集団を形成し取り組む部活動は、仲間づくりの視点からも効果的であり、コミュニケーション力の育成にも大きな役割を果たし、生徒の自主性、協調性、責任感、連帯感などを育成し、仲間や教員と密接に触れ合う場としても大きな意義を有している。

このように、部活動は生徒のスポーツや文化及び科学等の活動と人間形成を支援するものであり、その適切な運営は、生徒の明るい学校生活を一層保障するとともに、生徒や保護者の学校への信頼感をより高めることにもつながる。

2 部活動の位置付け

中学校の部活動は、学習指導要領において、以下のように位置付けられている。

○中学校学習指導要領（平成29年3月公示）【抜粋】

第1章 総則 第5 学校運営上の留意事項

1 教育課程の改善と学校評価、教育課程外の活動との連携等

ウ 教育課程外の学校教育活動と教育課程の関連が図られるように留意するものとする。特に、生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、学校や地域の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする。

第2章 各教科 第7節 保健体育 第3 指導計画の作成と内容の取扱い

2 第2の内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする

(6) 第1章総則の第1の2の(3)に示す学校における体育・健康に関する指導の趣旨を生かし、特別活動、運動部の活動などとの関連を図り、日常生活における体育・健康に関する活動が適切かつ継続的に実践できるよう留意すること。

部活動は教育課程外の活動ではあるものの、その教育的効果から、教育課程との関連を図り取り組むことが求められている。

3 指摘されている部活動の課題

(1) 教員の負担増

- ① 国際調査によると、日本の中学校教員の勤務時間は参加国・地域の中で最長であり、その中でも部活動の指導時間が特に長い。
- ② 教員が放課後の部活動指導に時間を過度に費やすと、授業準備、生徒との個別面談や家庭訪問、外部専門家や関係機関との連携を図る上で支障となると懸念される。
- ③ 運動部活動顧問のうち、保健体育科以外の教員で担当している部活動の競技経験がない教員が半数程度いる。

- ④ 主として土日開催される大会等への引率は教員が行っており、休日が休日とはならない状況となっている。審判等の大会運営業務も教員の負担となっている。
- ⑤ 常勤の教員は全員が顧問になることを原則としている。

(2) 生徒の負担増

- ① 朝練習等の実施により、生徒の睡眠不足に伴う授業への影響が懸念される。
- ② 運動部活動において、長時間の練習等による生徒のスポーツ障害が懸念される。
- ③ 勝利至上主義に陥ることでの精神的、肉体的負担が懸念される。

4 部活動の方針等のガイドライン策定に関して

- (1) 「高石市部活動ガイドライン」の策定を受け、部活動がより良い活動となるよう、「高石市部活動ガイドライン」の内容に基づき、「学校における部活動ガイドライン」を策定し、実情に応じて、毎年度末見直しを図る。
- (2) 「学校における部活動ガイドライン」には、休養日及び活動時間の設定（長期休業期間を含む）について明記する。
- (3) 「学校における部活動ガイドライン」は、保護者や地域の理解を得るため、学校ホームページやPTA総会等の機会を通じて公表する。

5 適切な部活動の実施に向けて

(1) 適切な部活動数の設置

- ① 部の活動内容や生徒・教員の人数をふまえ、適正な数の部を設置する。
- ② すでに設置している部活動の廃部を検討する場合は、現在加入している生徒の活動が損なわれることのないよう、長期的な展望のもと、廃止を決定する。
- ③ 新しい部活動の設置を検討する場合は、他の中学校の該当部活動設置状況や長期的に存続が可能であるかどうかを学校内で十分協議した上で、校長が決定する。また、生徒のニーズをふまえた部活動であるかどうか也十分検討する。

(2) 顧問の役割

① 工夫した部活動の運営

- * 学校教育において部活動が果たす役割を理解し、生徒の自己実現が図られるよう、部活動の運営を工夫する。

② 年間・月間活動計画の作成及び計画に基づいた運営

- * 作成した計画は早い段階で生徒及び保護者に周知し、共通理解のもと部活動を運営する。
- * 生徒及び顧問自身の健康面に十分配慮し、無理のない計画を立てる。

③ 生徒の指導・育成

- * 技術指導はもちろんのこと、集団における規範意識やコミュニケーション力の向上を図り、中学生としてあるべき望ましい姿について、部活動を通して育成する。

④ 部活動目標の明確化と目標に向かって取り組む集団作り

- * 生徒が自主的・意欲的に活動できるよう、活動目標を明確化するとともに、目標達成のために部員が一丸となって取り組むことができる集団作りに努める。

⑤ 事故防止と安全指導（安全配慮義務）

- * 在籍する部員を掌握し、部員の健康管理、安全指導と事故防止を、指導と設備点検の両面から行う。

⑥ 他の教員との連携

- * 担任をはじめとする他の教員との連携を図り、生徒の学校生活を支援する。

⑦ 部活動ミーティングの実施と運営の補助（部員の主体性の確保）

- * 部活動が生徒の自主的、自発的な参加により行われる活動であることに留意し、目標達成に向けた活動が適切に行われるよう、部員主体のミーティングを実施させ、その運営の補助をする。

⑧ 校外活動における生徒引率

- * 大会や練習試合、コンクールなど、校外で活動を行う場合の生徒引率を行う。

⑨ 保護者との連携、調整（活動の理解や具体的対応等）

- * 部活動が円滑に行えるよう保護者との連携を密に図り、理解が得られるよう努める。

⑩ 近隣の学校や他団体等との連携、調整

- * 練習試合や合同練習又は大会やコンクール参加に向けて、他校や関係団体と連携を図り、部活動を円滑に運営する。

⑪ 施設、用具の管理

- * 部活動で使用する施設や用具を安全に使用できるよう点検・管理し、活動時における安全配慮に努める。

⑫ 部活動予算の管理

- * 学校で配当される部活動予算を計画的に支出し、適正な予算管理を行う。

(3) 部活動実施計画の作成と保護者・生徒への周知、校長への提出

部活動の実施計画を立て、生徒や保護者に提示することは、顧問の大切な役割の一つである。あらかじめ活動計画を知らせることで、部活動休養日の家庭内での予定が計画しやすくなり、家庭事情も考慮したこのような配慮の積み重ねが保護者の部活動への理解につながり、ひいては部活動への大きな支援へとつながるものである。

① 年間実施計画

- * 年間を見通してどの時期にどのような活動を行うかを明確にし、校長に提出して承認を受けるとともに、生徒・保護者に提示する。校長への提出及び生徒・保護者への提示は4月中に行うこと。
- * 年間に参加する大会やコンクール等は、教育的意義や生徒及び部活動顧問の負担、部活動にかかる経費の観点から、精査して参加することが望ましい。

② 月間実施計画

- * 年度当初に提示した年間実施計画をもとに月間実施計画を作成し、校長に提出して承認を受けるとともに、生徒・保護者に提示する。校長への提出及び生徒・保護者への提示は前月中に行うこと。

(4) 事故防止と安全管理

- ① 熱中症等、オーバーワークにならないよう、適宜休憩時間を確保するなどし、生徒の健康面

に配慮した活動の計画的な実施に努めること。少なくとも1時間に1回以上の休憩時間を設けることが望ましい。

- ② 活動中の事故未然防止に向け、活動スペースの十分な確保をし、危険な行動をとることがないよう、指導を徹底すること。
- ③ 活動場所や施設、用具等の安全点検を毎月1回実施すること。使用頻度の高い施設や用具については、毎月複数回点検を実施し安全に使用できることを確認することが望ましい。
- ④ 万が一事故が発生した場合は、AEDの使用や心肺蘇生法の実施等と併せて救急車を要請するなど、生徒の人命を最優先した対応を取ること。

(5) 休養日・活動時間の設定

休養日及び活動時間については、生徒及び教員の健康面を考慮し、以下を基準とする。

【休養日】 1週間のうち、少なくとも2日を休養日とする。内、1日は土日に設定する。

① 平日の休養日について

- * 平日に設ける休養日については、学校で定めた部活動停止日（職員会議、校内研修会等）と兼ねることができる。ただし、定期テスト前の部活動停止期間のまとめ取りによる設定は認めない。（確実に週2日間の休養を取らせる）
- * 平日の休養日は学校単位で決定することが望ましいが、活動場所の関係から、各部活動単位で決定することも可とする。
- * 原則、休養日は計画的に設定するが、屋外で活動する部活動が雨天のため、急きょその日を休養日に変更することはやむを得ないものとする。

② 土日の休養日について

- * 大会やコンクール等の直前の土日の活動については、生徒及び教員の健康面を十分配慮した上で、校長の判断で実施することを可とする。
- * 3日以上の日が連続する場合は、2日に対して1日の休養日を設定すること。

③ 長期休業中の休養日について

- * 1週間のうち、2日を休養日とする。

【活動時間】

① 平日の活動時間について

- * 放課後の練習は、原則、2時間以内とする。活動時間が2時間を超える場合は、事前に校長の承認を得ること。ただし、実施においては、生徒及び教員の健康面を十分配慮すること。
- * 朝練習を実施する場合は、説明会や文書等において、その意義や効果等を保護者に説明し、十分な理解を得ること。開始時間は、原則、7時30分以降とする。

② 週休日及び休日（長期休業期間を含む）

- * 原則、3時間以内とする。
- * 活動内容（大会・練習試合・コンクールへの参加など）により、活動時間が3時間を超える場合は、事前に校長の承認を得ること。ただし、実施においては、生徒及び教員の健康面を十分配慮すること。

(6) 顧問の指導力向上

- ① 教育委員会等が主催する指導力向上に係る研修会に積極的に参加し、指導力向上に努めること。
- ② 校内の教員同士で、指導方法に関する意見交換を密にし、異なる部活動であっても活用できる指導法については、積極的に活用すること。
- ③ 特に担当経験のない部活動担当顧問については、他校との部活動の交流を積極的に行い、他校の指導者から指導方法について積極的に学ぶこと。
- ④ 運動部顧問については、各競技種目の特性をふまえた科学的トレーニングを積極的に学び、短時間で効果が得られるよう、練習方法等に取り入れる工夫をすること。
- ⑤ 運動部顧問については、各スポーツ競技団体が作成する指導手引を活用し、合理的かつ効果的な練習方法等の研究に努めること。

(7) 保護者・地域との連携

- ① 部活動の方針や活動日程などを年度当初に丁寧に説明し、理解を得ること。
- ② 学校ホームページや部活動便り等を有効活用し、部活動の様子を定期的に保護者に発信し、理解を得る工夫をすること。
- ③ 部活動を運営する上で、経費の必要性が生じた場合は、事前に保護者に文書等を配付するなどして理解を得ること。
- ④ 対外的な活動（練習試合、大会、コンクール等）については、生徒への応援依頼を積極的に案内すること。
- ⑤ 活動中に生徒に問題が発生した場合、家庭訪問等により丁寧に説明をすること。
- ⑥ 活動中のケガについては、軽いと考えられるケガでも、家庭訪問等により丁寧に説明をすること。
- ⑦ 部活動を持続可能なものとするため、学校や地域の実態に応じて各種団体と連携を図り、部活動に取り組むことが望ましい。また、地域との連携を図った部活動の実施について、保護者に理解と協力を促すよう努めること。

(8) 体罰の禁止

部活動を含め、教育の場においては、指導と称して「殴る」・「蹴る」こと等はもちろん、懲戒としての体罰が、当然、禁止されており、あってはならないことである。また、指導に当たっては、生徒の人間性や人格の尊厳を損ねたり否定したりするような発言や行為は許されない。体罰等は、直接受けた生徒のみならず、その場に居合わせて目撃した生徒の後々の人生まで、肉体的、精神的に悪い影響を及ぼすことになる。

体罰は、指導とは異なる明らかな暴力行為であり、学校教育法で明確に禁止されている決して許されない行為である。これまで体罰を「指導方法のひとつ」、「指導の一環」と捉える向きもあったが、学校は、そのような考えは改めるとともに、部活動をはじめ学校の教育活動全体における体罰根絶に向けて、外部指導者や地域とともに取り組まなければならない。

6 部活動支援

(1) 大会派遣経費等の補助

① 運動部

高石市においては、原則として中学校体育連盟主催大会である全国中学校体育大会、近畿中学校総合体育大会並びにこれらに準じる大会等に、大会要項に基づき参加者として登録され、当該大会に参加する生徒に対し、「高石市立中学校全国大会等出場助成金交付要綱」に基づき、必要経費の一部を助成し、生徒の経済的負担を軽減することにより学校教育の推進を図ることを目的として交付される。

② 文化部

文化部においても、運動部同様に、「高石市立中学校全国大会等出場助成金交付要綱」に基づき、必要経費の一部を助成し、生徒の経済的負担を軽減することにより学校教育の推進を図ることを目的として交付される。

(2) 日本スポーツ振興センターの災害給付制度

独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害給付制度は、スポーツの振興及び児童生徒等の健康の保持増進を図るため、学校の管理下における児童生徒の災害（負傷、疾病、障がいまたは死亡）について、児童生徒の保護者に対し災害共済給付（負傷・疾病に対しては医療費総額の3割と見舞金として医療費総額の1割を加算した額を給付、負傷・疾病により身体に障がいが残った場合は生涯見舞金を給付、また死亡した場合は死亡見舞金を給付）を行い、学校安全の普及充実等を行うことを目的としている互助共済制度である。

部活動についても、学校管理下であるので災害給付の対象となるが、校長の承認の上で計画的に行われる活動であることが前提となる。

【附 則】

このガイドラインは、国や大阪府の動向を注視し、必要に応じてガイドラインの見直しを図ることとする。その他、部活動に関わる状況が変わった際には、本ガイドラインを必要に応じて改訂することとする。

- ・平成30年7月 策定
- ・令和6年9月 改訂